

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：神奈川県

1 地域活性化総合特別区域の名称

さがみロボット産業特区 ～ロボットで支える県民のいのち～

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

- 生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現

生活支援ロボットの実用化や普及を促進していくことにより、少子高齢化社会における介護や災害時の捜索・救助など、県民が直面する身体的・精神的負担等を軽減するとともに、生活支援ロボットの実用化を担う企業の集積を進め、実証環境の充実を図る。このように、産業面から県民の「いのち」を守り、県民生活の安全・安心の確保及び地域社会の活性化の実現を図り、保健・福祉面や防災面における県民満足度を高めていく。

② 評価指標及び数値目標

評価指標（１）：「県民の満足度（安全・安心、健康・福祉）」

数値目標（１）：平成23年度 31.9%、28.1%→平成29年度 それぞれ20%未満
（「あまり満たされていない」「ほとんど満たされていない」などマイナス評価の割合の合計）

評価指標（２）：「実証実験等の実施件数」

数値目標（２）：平成23年度 4件→平成25年度から5年間で60件

評価指標（３）：「ロボット関連事業所の集積割合」

数値目標（３）：平成21年度 2.64% → 平成29年度 2.80%

3 特定地域活性化事業の名称

本特区においては、生活支援ロボットの実用化や普及を促進していくことにより、産業面から県民のいのちを守り、県民生活の安全・安心の確保及び地域社会の活性化を図り、県民満足度を高めていくため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、研究開発・実証実験等の促進や、実証環境の充実に向けた関連産業の集積促進に係る取組を行っていく。

- ① 生活支援ロボットの实証実験等の実施（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

なし

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2－8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

なし（現在、規制緩和等の実現に向け、国との協議を継続中）

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>

1 特定地域活性化事業の名称

生活支援ロボットの実証実験等の実施（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社横浜銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、次のような生活支援ロボットの実用化に向けた研究開発又は実証実験等を実施する事業者に対して、必要な資金を貸し付ける事業を行う。

○ リハビリの支援や施設職員の負担軽減など、介護・医療・福祉分野において役立つロボット

○ 高齢者に対する見守り、自立した生活を支援するための移動や買い物、コミュニケーション支援など、高齢者の生活の中で活用が期待されるロボット

○ 捜索や救助、調査などの各種作業を被災地で行う災害対応ロボット

当該取組については、本特区の政策課題である「少子高齢化の進行により増加するニーズへの対応」「切迫する自然災害への対応」及びその解決策である「研究開発・実証実験等の促進」と整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

第8号 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上に資する事業

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

別紙2-8 <地域において講ずる措置>

1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

○ 「インベスト神奈川」等による企業誘致の促進

より多くの企業を県内に誘致して県内経済の活性化と雇用の促進を図るため、様々な経済的インセンティブを講じる「インベスト神奈川2ndステップ」の取組を拡充し、平成25年度から「さがみロボット産業特区」の区域などを対象として、産業集積促進奨励金の創設（※）や、産業集積支援融資の拡充（※※）を実施するなど、県版特区（下記2参照）による規制緩和とあわせて企業にとって魅力的な企業誘致策を総合的な施策パッケージとして再構築し、企業誘致を進めていく。

※ 産業集積促進奨励金の創設

対象地域に立地するロボット関連産業等の企業に対して、不動産取得税の1/2相当額（上限1億円）の奨励金を交付する。

※※ 産業集積支援融資の拡充

県内に立地する中小企業者等に対する低利融資（利率1.5%以内）について、対象地域にロボット関連産業等が立地した場合、さらに低い融資利率（当初5年間の利率0.9%以内、6年目以降の利率1.2%以内）を適用する。

2 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

○ 「県版特区」の推進

さがみロボット産業特区の取組と合わせ、県自らも環境と産業立地との調和の観点から、企業の立地に係る負担の軽減を図り、生活支援ロボット関連産業の集積促進による実証環境の向上に積極的に取り組む。

具体的には、「県版特区」エリア（さがみ縦貫道路沿線地域等の工業系用途地域、工業系特定保留区域等）において、特定の法令等に基づく制度ではなく、県が所管する企業立地に関連する諸手続きの簡素化や規制緩和など、新たな企業誘致の支援策などを整理・実施していく。

これにより、総合特区の取組との相乗効果を図り、総合特区の取組のさらなる促進を図る。

3 その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

○ 重点プロジェクト

「さがみロボット産業特区」において実用化が期待される生活支援ロボットの開発案件のうち、早期に県民の目に触れる形で実証実験を行うことが可能な案件、県民生活に大きなインパクトを与えることが期待される案件、知名度が高く、対外的な発信力に優れた案件などを「重点プロジェクト」として位置づけ、積極的に取組を推進していく。このことにより、支援に係るノウハウの蓄積等を図り、今後5年間でこの特区から生活支援ロボットを次々と生み出すための土壌をつくる。

- ・ **支援措置の内容**
重点プロジェクトに位置づけた開発案件ごとに、事業者とともに実現プランを作成し、実用化に至るまでの取組を共同で推進
- ・ **事業実施主体**
さがみロボット産業特区協議会
- ・ **事業が行われる区域**
神奈川県全域（ただし、実証実験はさがみロボット産業特区内の区域で実施）
- ・ **事業の実施期間**
平成25年度～

○ 神奈川版オープンイノベーション

生活支援ロボット等を最短期間で商品化するため、専門家のコーディネート等により、企業や大学等の各機関がもつ資源を最適に組み合わせることで研究開発を促進する。

<取組の流れ>

- **ニーズの発信**
実用化が望まれる生活支援ロボットのニーズを調査し発信
- **研究会参加企業の公募**
開発をめざすロボットについて必要な技術シーズの洗い出しを行い、研究会参加企業を公募
※ 公募に併せて、優れた技術をもつ中小企業の掘り起こしを実施
- **研究会による具体的な開発方針の検討**
企業・大学等がシーズを持ち寄り、施策等を通じて開発方針等を検討
- **共同研究開発**
開発方針等に沿って製品を開発、商品化

- ・ **支援措置の内容**
<専門コーディネーターによる支援>
研究を進める段階で、シーズ等の資源の最適な組み合わせを提案し、製品化の可能性を向上
<総合プランナーによる支援>
試作品完成後に製品化・事業化を行う段階で、知財戦略の策定等、分野特有の出口を見据え、課題と解決方法を提案し、事業化を支援
- ・ **事業実施主体**
神奈川県
(県産業技術センターを中心に、技術支援機関・経営支援機関・インキュベーター施設等と連携したプラットフォームを形成)
- ・ **事業が行われる区域**
神奈川県全域（神奈川県産業技術センターを中心に展開）
- ・ **事業の実施期間**
平成25年度～

○ 公募型ロボット実証実験支援事業

実証案件の全国公募や実証場所の確保などの取組を総合的に展開し、生活支援ロボットの实証実験を促進する。

<取組の流れ>

- 全国公募による支援先候補の決定
- 実験計画を作成し、実証実験を実施
状況に応じて、公開実証やキャラバン等による出前実証、公募モニターを活用した実証などを実施
- 地域協議会等へ成果報告

・ 支援措置の内容

生活支援ロボットの事業化に必要な支援を総合的に展開

- 実証場所の確保
- モニターの確保
- PR機会の提供
- 総合プランナーによる助言 など

・ 事業実施主体

さがみロボット産業特区協議会

※ 協議会内に実証実験推進部会を設置し、実証実験をオペレートする。

・ 事業が行われる区域

さがみロボット産業特区内の区域

・ 事業の実施期間

平成25年度～

別紙6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	さがみロボット産業特区協議会
地域協議会の設置日	平成24年9月10日
地域協議会の構成員	別紙のとおり
協議を行った日	平成25年5月1日
協議の方法	第2回協議会を開催
協議会の意見の概要	<p>総合特区計画の概要案を提示し了承された。</p> <p>(協議会における概要案以外への主な意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国外の技術を使って開発を行うケースがあるため、安全貿易管理に関する規制緩和が必要であると考える。 2 協議会に部会を設ける件については賛成。「実証実験推進部会」「産業集積推進部会」のほかに、自治体等が企業間連携などについて意見交換できるような部会は設けないのか。 3 規制緩和等に関する国との協議が難航しているとのことだが、県には今後ともがんばっていただきたい。この会のメンバーが県に寄せる期待は大きい。市内の企業でも関心を持っているところが多くなっている。 4 立地を希望する企業からの問い合わせが増えている。特区指定で地域の注目度が上がっており、今のうちに企業誘致を行っていききたい。
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1について 5年間特区に取り組んでいく中で、この意見も含めて様々な規制緩和の可能性をさらに検討していく。 2について 特区協議会の部会という形では、今回提案した2部会を設置することとしたい。今回の意見について、どういった形で実現するかは改めて相談する。 3について 引き続き規制緩和を訴えていきたい。 4について チャンスを逃さないよう、引き続き市町と連携して企業誘致に取り組んでいく。

別表

アズビル(株)
グローウイング(株)
サーボランド(株)
ソニー(株)
ダブル技研(株)
日産自動車(株)
パナソニック(株)
マイクロテック・ラボラトリー(株)
三菱重工業(株)
(株)横浜銀行
学校法人幾徳学園 (神奈川工科大学)
学校法人北里研究所 (北里大学研究支援センター)
学校法人慶應義塾 (慶應義塾大学)
学校法人湘南工科大学 (湘南工科大学)
学校法人東海大学 (東海大学・医学部附属病院)
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
伊勢原市商工会
寒川町商工会
座間市商工会
綾瀬市商工会
愛甲商工会
城山商工会
津久井商工会
相模湖商工会
藤野商工会
相模原商工会議所
藤沢商工会議所
平塚商工会議所
厚木商工会議所
茅ヶ崎商工会議所
海老名商工会議所
相模原市
平塚市
藤沢市
茅ヶ崎市
厚木市
伊勢原市

海老名市
座間市
綾瀬市
寒川町
愛川町
神奈川県

備考 オブザーバーとして、独立行政法人宇宙航空研究
開発機構が参加

留保条件に対する対応

1 留保条件

以下について、地域活性化総合特別区域計画に反映させて申請すること。

- ・ ロボット産業の集積について、技術力を持った中小企業との連携や介護系の実証実験の拡張等について、具体的な方策を明らかにすること。
- ・ 各事業のロードマップ及びそれに伴う経済効果について明らかにすること。

2 対応

(1) 「技術力を持った中小企業との連携」に係る具体的な方策について

神奈川県では、県産業技術センターにおいて、技術力を持った中小企業との連携を数多く進めてきており、その中には、電力制御技術、モーター制御技術、センサー技術などロボットに应用可能な技術を有する中小企業が多数存在している。

また、神奈川県内には全国5位となる6,374カ所のロボット関連事業所が所在し、特区内だけを見ても、2,235カ所と都道府県レベルで12位に相当するロボット関連事業所が集積している。

こうした技術力を持った中小企業の集積を活かし、企業や大学等の各機関がもつ資源を最適に組み合わせて研究開発を促進する「神奈川版オープンイノベーション」を平成25年度から実施することとしており、この取組を活用して優れた技術を持つ中小企業の掘り起こしを行い、それらの持つシーズ等の資源の最適な組み合わせを提案し、生活支援ロボットの研究開発を促進することで、県内企業のロボット産業への参入を図り、ロボット産業の集積につなげていく。

【神奈川版オープンイノベーションにおける取組の流れ】

○ ニーズの発信

「商品」として望まれる生活支援ロボットに関するニーズを調査、発信

○ 技術課題意見交換会

調査結果について必要な技術シーズの洗い出しを行い、技術課題として例示

○ 技術課題の発信

生活支援ロボットの技術課題の発信と研究会参加企業の公募

※ 公募に併せて、優れた技術をもつ中小企業の掘り起こしを実施

○ ソリューションを検討する研究会の開催

技術課題に関するフォーラムなどを通じ、共同研究開発をコーディネート

○ 共同研究開発

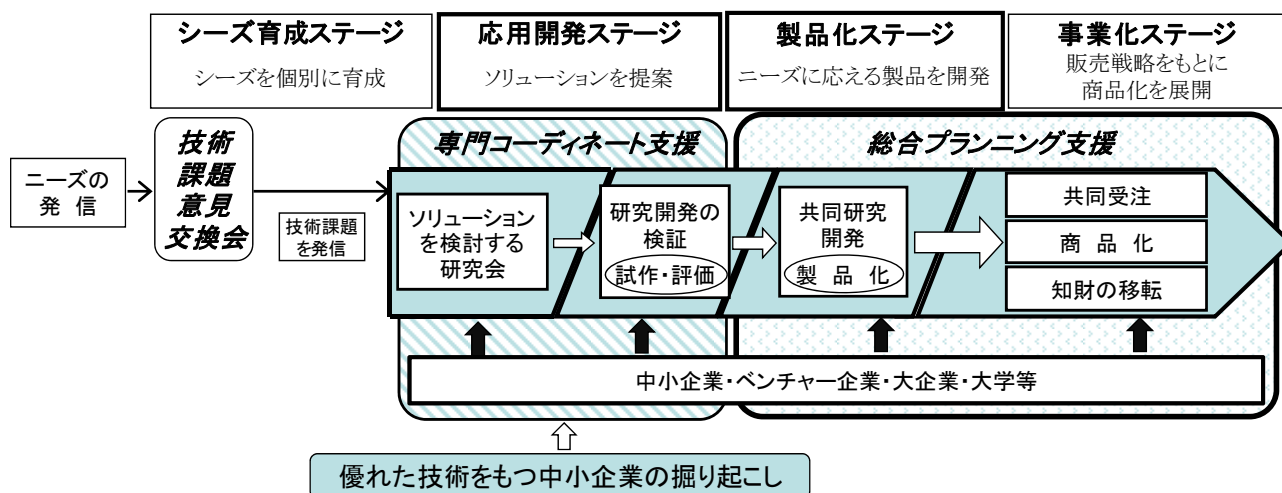
総合プランナー(県が助言・指導を求める有識者で、製品化・事業化の経験が豊富な大企業のOB等)が事業スケジュールの策定を支援し、共同研究開発を実施

※ 専門コーディネート支援

シーズ等の資源の最適な組み合わせを提案し、製品化の可能性を向上

※ 総合プランニング支援

知財戦略の策定など、分野特有の出口を見据えた課題と解決方法を提案し、事業化を支援



(2) 「介護系の実証実験の拡張等」について

介護系を含む実証実験を拡充するため、地域協議会が特区HP、パンフレット及び記者発表により実証実験案件の全国公募を実施するとともに、実証実験を実施する企業等に対する実証場所及びモニターの確保、PR機会の提供並びに総合プランナーによる助言など総合的な支援を行う。これらの取組により、介護系を含む生活支援ロボットの事業化を促進することで、県内企業のロボット産業への参入を図り、ロボット産業の集積に結びつける。

(3) 各事業のロードマップについて

※ 具体のロードマップは別添のとおり

ア 研究開発・実証実験等の促進

平成 25 年度は、実用化が近く、早期に県民の目に触れる形で実証実験を行うことが可能な案件、実用化により県民生活に大きなインパクトを与えることが期待される案件、開発内容が報道されるなど知名度が高く、対外的な発信力に優れた案件などを地域協議会が「重点プロジェクト」として位置づけ、速やかに支援を開始する。このことにより、今後 5 年間で行う実証実験等の促進に向けノウハウの蓄積・県における事務の流れの整理等を行う。また、上記オープンイノベーションや全国公募など、新規プロジェクト創出の取組にも着手し、この特区から生活支援ロボットを次々と生み出すための土壌をつくる。

平成 26 年度以降は、平成 25 年度の取組で得られたノウハウをもとに取組を本格化させていく（前年度の案件に係る研究開発・実証実験等と平行して、新たな案件にも着手）。さらに、平成 26 年度後半以降は、特区で実証実験を行った個々の生活支援ロボットについて、実用化・普及を進める取組も行っていく。

イ 実証環境の充実に向けた関連産業の集積促進

神奈川県では、平成 25 年度は、規制緩和等に係る国との協議や、県独自で規制緩和を講じる「県版特区」の取組を通じて、新たな土地利用手法の確立（関連規則等の改正や、各規制緩和の結果を集約した手順フローの整理など）を行う。

平成 25 年度後半からは、平成 25 年度に確立した新たな土地利用手法に基づき、

市町等と協力して、特定保留区域等を活用した産業適地の創出を開始する。

また、企業誘致の取組は、神奈川県企業誘致施策「インベスト神奈川 2nd ステップ⁺」などを活用し、市町と連携して行っていく。

ウ その他

地域協議会では、「ロボットと言えさがみ」というブランドイメージの確立に向け、平成 25 年度は、特区のシンボルとなる施設を位置づける。また、区域内外の様々なイベント等を継続的に活用し、特区自体の P R や、特区で生み出されたロボットの P R を進め、生活支援ロボットの普及につなげていく。

(4) 経済効果について

ア 研究開発・実証実験等の促進についての経済効果

本特区の数値目標「5 年間で 60 件の実証実験」が実現した場合の平成 29 年度の経済効果について、平成 20 年神奈川県産業連関表（延長表）により、庁内で試算した結果は次のとおり。

実証実験中の経済効果	6,233 万円
新製品完成・流通後の経済効果	184 億 7,207 万円
計	185 億 3,440 万円

イ 実証環境の充実に向けた関連産業の集積促進についての経済効果

本特区の数値目標「ロボット関連産業の集積割合を 2.80%へ引き上げ」が実現した場合の平成 29 年度の経済効果について、神奈川県企業誘致施策に関する経済効果調査の際の実績等により、庁内で試算した結果は次のとおり。

新規設備投資による経済効果	321 億 5,900 万円
誘致企業の操業による経済効果	1,548 億 9,300 万円
計	1,870 億 5,200 万円

※ この経済効果額は平成 25 年 5 月の段階で試算したものであり、今後、規制緩和等の状況を踏まえて精査していく。

さがみロボット産業特区 事業スケジュール

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 研究開発・実証実験等の促進 規制緩和等に係る国との協議 総合特区計画の策定・修正 (1)重点プロジェクト 実現プランの作成 実現プランに基づく研究開発・実証実験等の実施 実用化・普及 (2)オープンイノベーション ニーズ把握、地域協議会によるテーマ発信 組み合わせる技術の分析、募集 開発に向けた共同研究 実証実験の実施 実用化・普及 (3)全国公募等による新たな実証 公募・審査・採択 実証場所の調整、実証実験の実施 実用化・普及	迅速な事業開始による 実証促進手法の確立	新たな手法も含めた 多様な実証の本格化	実用化・普及へ <div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; height: 5px; background-color: blue; margin-top: 5px;"></div>		
	(必要に応じて実施) (新たに開始する事業等を随時追記)				
② 実証環境の充実にに向けた関連産業の集積促進 規制緩和等に係る国との協議 総合特区計画の策定・修正 (1)産業適地の創出 規制緩和等を踏まえた新たな土地利用手法の確立 新たな土地利用手法に基づく産業適地の創出 (2)企業誘致 インベスト神奈川2ndステップ+による企業誘致 新たな企業誘致施策の実施	特定保留区域の活用 スキームの確立	特定保留区域を活用 した産業集積の本格化	<div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; height: 5px; background-color: blue; margin-top: 5px;"></div>		
	(必要に応じて実施) (新たに開始する事業等を随時追記)				
その他 特区シンボル施設の整備 イベント等を通じた生活支援ロボットの普及促進	「ロボットといえさが み」の全国発信	「ロボットといえさが み」のブランド確立	ブランド力を活かし 特区内で開発された ロボットの普及促進 <div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; height: 5px; background-color: blue; margin-top: 5px;"></div>		

※ ①に係る研究・実証実験・実用化・普及や、②に係る産業適地の創出は、便宜上全体の実施時期を一本の線で示したが、実際には、複数の取組を平行して進めていく。

さがみロボット産業特区地域活性化方針

〔平成 25 年 2 月 15 日〕
内閣総理大臣決定

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

生活支援ロボットの実用化や普及を促進していくことにより、少子高齢化社会における介護や災害時の捜索・救助など、県民が直面する身体的・精神的負担等を軽減するとともに、生活支援ロボットの実用化を担う企業の集積を進め、実証環境の充実を図ることにより、産業面から県民のいのちを守り、県民生活の安全・安心の確保及び地域社会の活性化を図り、県民満足度を高めていくことを目標とする。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

① 少子高齢化の進行により増加するニーズへの対応

全国を上回るペースで高齢化が進行する神奈川県においては、高齢者あるいはそれを支える層からの様々なニーズの発生・増加が緊急の課題であり、少子化も相まって、自力での行動が制約される高齢者へのサポート体制の確保・充実が必要である。

② 切迫する自然災害への対応

大規模自然災害発生後、最も緊急な課題は人命救助であるが、倒壊家屋の内部調査などマンパワーの投入だけでは解決困難な課題に対して、新たな解決策を早急に講じる必要がある。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

以下の取組を通じ、研究開発や実証実験に関する地域の資源を活かした「生活支援ロボット」の実用化による対応を図る。

① 研究開発・実証実験等の促進

生活支援ロボットの実用化を図るため、多様な実証実験を受け入れる実証実験フィールドを創出するとともに、区域内外の参加企業及びモニターを広く公募し、企業の研究開発や実証実験を促進する。また生活支援ロボットの実用化に係るニーズの把握を行い、事業化（関連製品の市場投入）や普及を促進するための環境整備を行うとともに、利用者を通じて再び新たなニーズの把握につなげることでイノベーションの好循環の実現を図る。

② 実証環境の充実に向けた関連産業の集積促進

生活支援ロボットの研究開発と併せ、産業集積の受け皿となる適地の創出を進め、生活支援ロボット関連産業の集積を促進することにより、実証環境の充実を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議会における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし